

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第6期計画期間 第1回会議）議事録

日時：平成27年6月29日（水）18:30～

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

## <出席者>

### 【委員】

阿部淳子委員、板橋純子委員、太田雅夫委員、小笠原サキ子委員長、草刈拓委員、  
小坂浩之委員、土井勝幸委員

以上7名、五十音順

（阿部一彦委員、田口美之委員 欠席）

### 【仙台市職員】

會田健康福祉局保険高齢部長、下山田高齢企画課長、小林介護予防推進室長、  
宮野介護保険課長、伊藤青葉区障害高齢課長、阿部宮城野区障害高齢課長  
佐藤若林区障害高齢課長、小原太白区障害高齢課長、大友高齢企画課施設係長、  
阿部介護保険課管理係長、伊藤介護保険課介護保険係長、中野介護保険課指導第一係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

会議の公開、非公開の確認 議事については非公開 → 異議なし

議事録署名委員については太田雅夫委員を指名 → 太田雅夫委員了承

### 2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の募集結果について（資料1）
- (2) 小規模多機能型居宅介護（建設費補助なし）、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について（資料2）
- (3) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について（資料3）
- (4) 施設の整備状況について（資料4）

事務局より説明

委員：資料2について、富沢中学校区に申し出のあった看護小規模多機能型居宅介護の開所時期が平成29年になっているが、何か理由があるのか。

事務局：特別養護老人ホームと看護小規模多機能型居宅介護を併設する事業計画となっ

ているため、特別養護老人ホームの開所日に合わせ平成29年の開所となっている。

### 3. 議事

#### (1) 地域密着型サービス事業者の指定について

事務局より説明

委員：介護予防小規模多機能型居宅介護の指定があるが、介護予防小規模多機能型居宅介護のニーズはあるのか。

事務局：小規模多機能型居宅介護は中・重度の方を支えるサービスだが、他の事業所でも介護予防小規模多機能型居宅介護は指定を受けており、少なからず利用者がいる。

介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者はデイサービスのように通いサービスの利用が中心である。その他、訪問、お泊りのサービスを受けたりと、要支援の方であってもなじみ関係の中でサービスを受けているため、一定程度の利用があると理解している。

委員：小規模多機能型居宅介護は登録によりサービスを利用するものであるから、本来に必要な方のみサービスを提供するものだと考える。重度の方に必要な訪問サービスが適切に提供されるようご指導いただければと思う。

委員長：他に質問はあるか。

委員：指定が遅れることについて、消防の基準を満たしていないためという説明があったが、よくあることか。

事務局：めったにないことである。今後、設計図の修正に基づき工事を行う予定となっており、1カ月あれば工事は終わることを確認している。

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(質問等なし)

#### (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

事務局より説明

委員長：質問がなければ、この資料にある事業者の指定の更新をしてよいか。

(異議等なし)

#### (3) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)整備事業の応募状況及び選定について 地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について

事務局より説明

委員：サービス付き高齢者住宅を併設する予定の小規模多機能型居宅介護について、小規模多機能型居宅介護の登録定員全員がサービス付き高齢者住宅に居住するという考え方を容認するのか。それとも、地域の方の利用を想定し、一定程度まで利用定員の基準を設けるのか。

事務局：登録定員に関して具体的な規定はないが、広く地域の方に利用いただけるように指導をしていく。

委員：その点を強調しないと、間違いなく登録定員29人すべてがサービス付き高齢者住宅の利用者となる。ご指導をよろしくお願いします。

委員長：他に質問があるか。

委員：小規模多機能型居宅介護の事業に運営推進会議の開催について記載があるが中には、家族や町内会の代表の方などが参加されておらず、地域包括の方と施設の方だけの利用状況の報告の場になっているところも多いようだ。本当に運営推進会議と言えるのか疑問に思うこともあるので、ヒアリングや指導の参考にさせていただきたい。

委員長：質問がなければ、当議案を承認としてよろしいでしょうか。

(異議等なし)

#### 4. その他

委員長：委員から質問や意見はあるか。

委員：予防給付については、将来、介護予防・日常生活支援総合事業に移行していくが、現時点での新たな介護予防の指定の取扱いはどうなるのか。

事務局：介護予防通所介護と介護予防訪問介護については新しい総合事業に移行になるが、その他の介護予防については介護保険制度の中に残るという制度になっている。

委員：今後も要支援者の認定を行っていくのか。

事務局：そのとおりである。

委員：予防給付の方の施設利用というのは制度上残るということだが、アセスメントを行った結果、入居の必要性がある利用者がいないということが出てくるのではないかと疑問である。現場の人間として、要支援の人は入所対象ではないと考える。GHにしても小規模多機能型居宅介護にしても、基本的にお泊りが必要な方はもっと要介護度が上の方である気がする。

事務局：今回の第6期事業計画の策定にあたっては要介護者の人数の推計をし、サービスの見込量を算出した。予防の全体に占める割合としてはごくわずかだが、ニーズがあると判断している。ケアプランの点検などの中で、そういった点についても確認を行っているので、入所系のプランに位置づけることの是非につい

て行政としても確認をしていきたい。

委員 長：他に質問があるか。

委員：新しい施設が出来ていく中で、介護職不足が深刻化している気がする、地域に新しい整備しても職員がいないため、開所時の人員が集まらないという話もある。仙台市としてもそこに対する施策が必要だと思うが何か考えはあるか。

事務局：第6期事業計画を作成する際に人材確保については多くの意見をいただいている。宮城県の方の介護人材確保協議会が昨年7月に立ち上がり、仙台市としても参加している経緯はある。また、仙台市としても事業者と共同し出来ることとして今年の1月以降、老施協や他の事業者団体、人材養成機関等と意見交換をしながら人材確保について検討を進めている。秋に若手の介護職員の交流会・研修会を行うために実行委員会を立ち上げ準備をしている。こういった中で、地域で働く職員の工夫をいただきながら一緒に出来ることから進めていきたい。

委員 長：最後に事務局から何かあるか。

事務局，保険高齢部長より挨拶